## 8 税額の計算

## 【新設】(配当等に係る所得税控除額の所有期間按分)

- 20-7-1 恒久的施設を有する外国法人につき法第 68 条《内国法人に係る所得税額の控除》の規定を準用する場合における令第 140 条の 2 第 1 項第 1 号《法人税額から控除する所得税額の計算》の規定の適用については、同号に規定する「その元本を所有していた期間」は、同号に規定する配当等(以下 20-7-1 において「配当等」という。)の元本が当該恒久的施設に帰せられていた期間をいうことに留意する。
  - 倒えば、恒久的施設を有する外国法人の本店等に帰せられていた配当等の元本が、 当該配当等の計算の基礎となった期間の中途において当該恒久的施設に帰せられることとなった場合には、当該元本が当該本店等に帰せられていた期間に対応するものとして計算される所得税の額については、法第68条の規定の適用がないこととなる。

## 【解説】

1 平成26年度の税制改正により、外国法人に係る所得税額の控除については、恒久的施設を有する外国法人であるか恒久的施設を有しない外国法人であるかの区分に応じて、それぞれの法人税の課税標準となる国内源泉所得で所得税法の規定により所得税を課されるものの支払を受ける場合について、内国法人に係る所得税額の控除に関する規定(法68)を準用することが規定された(法144)。

この場合、恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税の課税標準となる恒久的施設帰属所得と恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得が区分されていることから、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に対する法人税額からの所得税額の控除と恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得に係る所得の金額に対する法人税額からの所得税額の控除を別々に行うこととされた。

2 ところで、恒久的施設帰属所得で所得税法の規定により所得税を課される配当等の支払 を受ける場合の所得税額控除の対象となる所得税の額は、その元本を所有していた期間に 対応するものとして計算される所得税の額とされているが(法令140の2)、「その元本を 所有していた期間」とは、外国法人がその元本を所有していた期間をいうのか、それとも 恒久的施設にその元本が帰せられていた期間をいうのか疑義がある。

この点、この配当等に係る所得税額控除は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に対する法人税額からの控除として行われるのであるから、「その元本を所有していた期間」とは、その元本が恒久的施設に帰せられていた期間をいうこととなる。本通達の本文では、このことを留意的に明らかにしている。

3 したがって、配当等の元本が恒久的施設を有する外国法人の本店等に帰せられていた期間に対応するものとして計算される所得税の額については、恒久的施設帰属所得及び恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得のいずれにも対応しない所得税の額となることから、法人税法第68条《所得税額の控除》の規定の適用がないこととなる。

本通達の注書では、このことを明らかにしている。